

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）の影響により脆弱化した東部地区における地域医療体制を確保するため、病院又は診療所を新設する医師又は医療法人に対し、予算の範囲内において石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東部地区 次に掲げる地区をいう。
 - ア 湊、渡波、稲井、荻浜及び田代地区
 - イ 旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町及び旧河北町大川の区域
- (2) 医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）又は同条第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (3) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (4) 医療法人 医療法第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (5) 土地 医療施設の用に供するための土地をいう。
- (6) 地域包括ケア 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、東部地区において、土地を取得し、新たに医療施設を開設する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれの条件にも該当する医師又は医療法人とする。

- (1) 積極的に医療活動を行い、地域医療及び地域包括ケアの推進に寄与する者であること。
- (2) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項に規定する医業の診療を行う者であること。
- (3) 補助事業の対象となる医療施設を10年以上継続して開業する見込みがあること。

(補助金)

第5条 補助金の額は、補助事業に要した額のうち土地の取得に係る経費（国、県等の他の補助事業による補助金の交付対象となった場合は、土地の取得に係る経費から当

該他の補助金で交付された額を差し引いた額とする。)に2分の1を乗じて得た額以内とし、5,000万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 土地取得に係る見積書
- (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- (5) 建物配置計画図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定に必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定の内容に関し計画を変更し、又は廃止しようとするときは、石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金変更(廃止)申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更又は廃止の承認の可否を決定し、その結果を石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金変更(廃止)承認(却下)決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する決定に必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 建物配置図
- (4) 土地売買契約書及び登記簿書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実績を証明する関係書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、その旨を石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者に対し、補助金の額の精算があるときは、石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金返還請求書(様式第8号)により精算額を請求するものとする。

5 補助事業者は、前項の請求があったときは、前項の請求書に記載のある期限内に前項の精算額を返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を前条第4項の請求書により請求するものとする。

(1) 正当な理由がなく、開設予定日から6月以上医療施設の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がなく、10年以内に連続1年以上医療施設を休止したとき。

(3) 正当な理由がなく、10年以内に医療施設を廃止したとき。

(4) 医師免許の取消し等により医療施設の業務を継続することができなくなったとき。

(5) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付決定を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(指導監督)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、必要な事項を指示し、又は物件の調査をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(様式) 略

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金交付申請書 (様式第 1 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第 2 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金変更 (廃止) 申請書 (様式第 3 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金変更 (廃止) 承認 (却下) 決定通知書 (様式第 4 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金請求書 (様式第 5 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金実績報告書 (様式第 6 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金確定通知書 (様式第 7 号)

石巻市東部地区医療施設整備促進事業補助金返還請求書 (様式第 8 号)